



Title	大学IR推進上の課題
Author(s)	中島, ゆり
Citation	長崎大学大学教育イノベーションセンター紀要, 7, pp.1-8; 2016
Issue Date	2016-03-01
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/36367">http://hdl.handle.net/10069/36367</a>
Right	

This document is downloaded at: 2018-12-17T01:25:22Z

## 大学 IR 推進上の課題

中島 ゆり<sup>\*1</sup>

<sup>\*1</sup>長崎大学大学教育イノベーションセンター

### Challenges in Implementing College Institutional Research

Yuri NAKAJIMA<sup>\*1</sup>

<sup>\*1</sup> Center for Educational Innovation, Nagasaki University

#### Abstract

The Department of Institutional Research for Education in the Center for Educational Innovation and the Office of Institutional Research have been launched in Nagasaki University. This paper aims to figure out what problems Institutional Research activities have faced and consider how to address the issues. First, we needed to seek legal assistance in collecting and analyzing data including personally identifiable information. Also, ethical consideration is significant to use the data. Regarding this, we need to define what data should be used for university improvement. Third, the understanding of students and cooperation with each secretariat and department are needed. Moreover, we have to develop the rule of authorization for data usage for educational improvement. In addition, rethinking what surveys are really needed for IR activities is significant; otherwise, tons of research could steal time from classes. Finally, I suggest the need of qualitative research as well as quantitative analyses for educational improvement, referring Ishii's argument (2015). Especially for improving individual educational practices, action research could be useful in order to assist each faculty members' research-based teaching.

Key Words : College Institutional Research, Research Ethics, Curriculum Policy,  
Research-Based Teaching, Action Research

#### 1. 長崎大学の IR 活動の概要

長崎大学では2013年10月に教学IR部門をもつ大学教育イノベーションセンターを設置し<sup>1)</sup>、さらに、2015年4月には学長の意思決定を支援するための組織としてIR室を設置した<sup>2)</sup>。今年度、IR室は室長に理事、副室長に副学長と専任インスティテューショナル・リサーチャー (IRer)、室員に大学教育イノベーションセンターのアドミッション部門および教学IR部門の教員が一名ずつ、リサーチ・アドミニストレーター (URA)、総務・評価、人事、研究・社会貢献、財務・施設、学務、

情報に携わる事務担当者 (班長・主査等) で構成されている。これらを主たるメンバーとして定例会を開催し、初年度である2015年度は第三期中期目標に合わせて必要なデータを把握・収集し、各事務グループごとに分析を試みている。著者は2015年1月より大学教育イノベーションセンターの教学IR部門に就き、4月からはIR室の室員を兼務している。

長崎大学のIR活動においては、データの収集をIR室が集中的に担うことになった。IR室が必要とするデータの収集をIR推進グループ(各事務グル

ープ)に依頼し、事務または各部局からデータあるいは分析結果を収集する。データは統合データベースに蓄積され、IR室、そして教学IR部門を中心とする大学教育イノベーションセンターにおいて分析を行い、知見を公表し、それを判断材料として学長等が大学改善につなげていくというのが大きな流れである。

このような体制づくりを進めていく中で、IR活動は以下の課題に直面してきた。

- 1) データ収集・分析における課題
  - ① 学生および教職員の個人情報を含むデータの収集についての法的見解
  - ② 調査倫理上の問題と規定の作成
  - ③ 学生からの協力、事務局・部局との連携
- 2) データ利用の権限に関する規定の必要性
- 3) 教学関連調査の実査の時期と方法の再検討
- 4) 大学教育改善のための質的分析の意義

以下では、これらの課題について検討していく。

## 2. データ収集・分析における課題

### 2.1 学生および教職員の個人情報を含むデータの収集についての法的見解

IR活動を進める上で、最初に出た疑問が、学生および教職員の個人情報を含むデータを大学が収集し分析することの法的な妥当性についてである。これについての弁護士の判断は、個人が特定できないもの（匿名化されているもの）であれば、それを公表しても個人情報にはあたらないので基本的に問題ないというものであった。また、授業評価アンケート等、教員個人が特定されてしまう調査については、学生と大学の契約関係の観点から考えれば、教員は適切な授業を行う義務があり、教員の業務に関する大学の管理権の範囲内において社会的に妥当であれば、教員の明確な合意がなくても許容されるとのことであった。

ただし、法的に問題でないとしても、IR活動を行う目的を明確にした上で、大学が保持するいかなる情報をこの目的において承諾なく活用できるといったルールを作り、会議等での了承など適正な手続きを経ることが現実的であること、そして、

IR活動を円滑に進めるための連携体制を作ることが肝要であるとの示唆があった。

この示唆を踏まえ、今後、大学IRを円滑に進める上では、いかなるデータをIR活動で収集・分析するかというルールの策定と、連携体制の構築を進めていく必要がある。

### 2.2 調査倫理上の問題と規定の作成

データを収集・分析・活用する上で、法的問題だけではなく、調査倫理上の課題もある。社会調査にかかる学会や協会では基本的に「調査対象者の協力は、自由意志によるものでなければならない」というルールを作成している<sup>3)</sup>。IR活動において社会調査にかかる倫理をどのように考えていけばいいだろうか。

IR活動で必要になる学生の情報は、業務データとして学生から収集している学務系データ（出身地、高校、性別、所属学部・学科等、経済状況、健康状況、保証人に関すること、奨学金・ローンの情報等）、入試形態と評点、成績、単位取得状況、卒業後の進路といった情報と、学生生活調査のように調査・テストの実施によってあらためて収集する情報に二分される。後者では、学生の学びの状況について確認したり、大学の教育や施設、システムについての満足度を測って環境改善につなげたりすることが期待されている<sup>4)</sup>。これらのデータのうち、いかなる情報を大学は経営および教学を目的に、学生に「承諾なく」収集し、学生番号・氏名をもとにデータを接続し、分析することが許容されるのか。また、IRを教学に用いる場合、いずれのデータを学生の個別指導に用いることができるだろうか。前項でも述べたとおり、いかなるデータをIR活動で収集・分析し、どのような形で活用するかというルールの策定が必要である。

これはまだ一案であるが、たとえば、上記の学務系データ、入試形態、入試形態と評点、成績、単位取得状況、授業評価アンケート、進路先情報など、数学のために最低限必要なデータを「教学系基幹データ」（名称は仮）と位置づけ、学生にその提出を義務づける。そして、教学目的で個別の学生指導にそれらのデータを用いることを入学の段階で同意してもらう。

その他の学生調査や必要に応じて単発で実施する調査・テスト、各学部等で教学目的で実施する調査については、学生には任意で回答してもらい、個人が特定され得る学生番号や氏名の記述も任意とし、学内に設置する社会調査倫理委員会で調査申請書を審査してもらうようにすることで、調査倫理を順守する。さらに、これらの「その他の各種調査・テスト」を「基幹データ」と接続して分析する際には、調査時にその旨を明記する。個別指導に用いたい場合にも、その旨を調査時に確認する。以上のような規定づくりが必要である。

表 1 教学系データの分類とその制限（一案）

	教学系データ		教学には用いないデータ
	基幹データ	その他の各種調査・テスト	調査研究
カリキュラム・ポリシーへの位置づけ	○	○	×
学生の回答義務	○	× (任意)	× (任意)
データのマッチング	○	△ (学生から拒否するという意思表示があれば×)	×
個人を特定しない形での分析・研究	○	○	○
個人を特定しない形での公表	○	○	○
個人を特定しない形で指導に用いる	○	○	(○) (教学目的のデータではないが必要とあれば問題ない)
個別指導に用いる	○ (ただし権限のある教員のみ)	× (調査時点で学生の許可があれば○)	×
社会調査倫理委員会での審査の必要	× (入学時に同意確認済)	○	○

ところで、学生のいかなる能力をどのように育成し測定するか、教育が果たしてうまくなされているかを確認するためにいかなる情報を分析すべきかは、大学の教育のあり方、すなわちカリキュラム・ポリシーと深く関連する。カリキュラム・ポリシーは本来、ディプロマ・ポリシーにもとづき策定されるものであり、また、カリキュラム・ポリシーにもとづいてアドミッション・ポリシーが策定される。上記の「基幹データ」の収集・分析について「入学の段階で同意してもらう」というのは、このアドミッション・ポリシーにも明記するという意味でもある。

今年度、大学教育イノベーションセンターのアドミッション部門を中心とし、上記の3ポリシーの整備をすすめるワーキンググループが立ち上がったが、そこで必要な IR データの定義とその利用

条件についても議論を進めるところである。

### 2.3 学生からの協力、事務局・部局との連携

IR 室は設置されたが、以上のように、本格的に推進していく上では課題も多く、大学全体に IR の役割とその重要性が浸透するところまでには至っていない。このため、学生は必ずしも調査に協力的ではない。とくに、さまざまなデータを接続して分析する上で、調査時に学生番号や氏名という個人を特定できる情報を得る必要が出てくるが、個人が特定される情報を記入する目的は学生に明確に伝わっているとは言えず、記名で調査に答えることを拒む者も少なくない。まずは学生からの信頼を得るよう努めなければならない。

また、IR 活動の意義が浸透していないため、各事務局・部局で収集・管理していたデータを IR 室で収集することを拒まれることもある。学生と同様、各事務局・部局の理解を得、連携体制を構築することが肝要である。加えて、各事務局・部局が個別に収集・管理してきたデータはそのフォーマットが事務局・部局間で統一されていないことがある。IR 活動でデータを集中的に蓄積する場合、基本的事項を統一しなければ、分析し得る統合データベースを作成することができない。フォーマットの全学的統一のためには、これまで各事務局・部局で用いてきたフォーマットの変更を要する。ここでも各事務局・部局の理解を得ることが必要である。

前項で述べたように、整備を進めている3ポリシーに IR を位置づけるほか、学生に対しては入学時のオリエンテーションや調査の都度、また、教職員に対しては会議や委員会、FD の機会等を利用して IR の重要性を説明する機会を設け、さらに、IR 活動で得た知見を実際に活かしていく中で、IR への理解を徐々に広げていく必要がある。

### 3. データ利用の権限に関する規定の必要性

IR 室で収集したデータを誰が分析し利用するかは決定も課題の一つである。IR 室および教学 IR 部門ではその設置の目的に照らして、統合データベース上のデータを大学経営および教学目的で利用する権限が与えられている。また、各事務局・

部局で収集しているデータをそれぞれがそれぞれの責任において分析・活用することは問題ではない。問題は、IR 室と教学 IR 部門外の教職員が統合データベース上のデータを利用する場合である。誰にどのデータを利用する権限をもたせるかについて体制を整備する必要がある。

現在、統合データベース上のデータ利用について、申請方式を検討している。課題は以下の点である。

- 1) 利用申請可能なデータの決定：いずれのデータを利用可とするか。データの機密性のレベルを設定し、そのレベルに応じて利用権限を与える教職員を変えるか（たとえば、各事務局・部局の長のみが利用権限がある、メンターの教員に権限がある、など）。同様に、データのレベルに応じて、申請過程の厳密さを変えるか。（ここでデータの機密性のレベルの設定とは、たとえば、各学生の入試の評点と週あたりの授業外学習時間とでは、一般に前者の方が機密性が高いと考えられるが、そのように一つ一つのデータのレベルを設定するということを想定している。）
- 2) 個別指導に用いることが可能なデータの決定：学生の個別指導に用いる場合、いかなるデータを学生個人を特定した形で利用できるかとするか。個別指導に用いる場合、各部局でどの教員がデータを用いることができるかという規定を策定してもらう必要がある。
- 3) データ利用の目的の決定：データ利用の目的を教学に限定するか、あるいは、学術目的でも利用可能にするか。後者の場合、学生個人が特定される情報を隠した匿名化されたデータ提供となる可能性が高い。
- 4) 申請手続過程の決定：どのような申請手続きをとるか。データの利用許可を与える者は誰か。学長か、IR 室長か、または別の者か。
- 5) データの受け渡し方法の決定：データをどのような媒体に入れて受け渡しをすれば安全か。利用後のデータの扱いについてどのような規定を作るか。

データ利用の権限については、前節の「基幹データ」の決定にもかかわる問題であり、これも上述した3ポリシーの整備と絡める検討すべき事項である。

#### 4. 教学関連調査の実査の時期と方法の再検討

教学に必要な「基幹データ」を決めるにあたり、全学的に実施している調査の整備を進める必要がある。

現在、長崎大学では、大学教育イノベーションセンターを中心として、1年生と3年生全員を対象とし、リテラシーおよびコンピテンシーを測定するためのPROGを2012年度から、大学IRコンソーシアムの学生調査を2013年度から実施している。また、学生委員会が学生生活調査を2年に一度、学部生および大学院生全員を対象に実施している。いずれの調査・テストも大学ベンチマークを目的として、他大学と同じ調査票・テストを用いている。

これらの全数調査・テストは、基本的に授業時間を使って実施しており、教職員、学生に多大な負担をかけている。

また、大学IRコンソーシアムの学生調査と学生生活調査は厳密には重複した項目は少ないものの、一見、似通っていること、相互に参照されていないこと、さらに、調査の知見が十分、大学改善に活かされていないという印象を与えていることから、これらの調査の実施に疑問を持つ声があくつか実際に届いている。いわゆる「調査公害」として捉えられているということである。この課題に対処するため、下記の検討が必要である。

- 1) 毎年、実施されるべき調査については、実査の時期と方法を再検討する。たとえば、年に1~2回程度、データを収集する「調査日」を作ったり、調査をウェブで実施したりすることも検討する必要がある。ウェブ調査の場合には、学生に回答してもらうためのインセンティブや方法も同時に検討する必要がある。
- 2) 調査で得た知見をフィードバックする。どのように大学改善につなげているのかを公表することも重要である。学生生活調査は長崎大

学のウェブサイトにて対応策を公表しているが<sup>5)</sup>、このような取り組みは必須である。ただし、フィードバックにおいてはウェブに知見を単に載せるだけでなく、広く周知可能な方法を検討することも必要である。

## 5. 大学教育改善のための質的分析の意義

文部科学省の委託事業として東京大学が作成した報告書によれば、大学 IR への関心が急速に高まった背景には、大学の質保証、大学の社会的責任（アカウントビリティ）と情報公開、大学の内部質保証のための大学評価、戦略的計画に関連する IR への注目、がある。ここで、IR の役割は、PDCA サイクルの実質化によって大学自身による大学の内部質保証と質の向上を促すことである<sup>4)</sup>。

長崎大学ではアカウントビリティを果たし、経営戦略を立てるための IR のほか、教学 IR にも力を入れ、学生の個別の教育・指導にも役立てようとしている。

教学 IR の分析手法として、村田（2014）は企業 IR と大学 IR を比較し、マーケティング的視点で IR の分析と活用について3つの次元で整理している<sup>1)</sup>。

- 1) 生データの開示（加工や分析を行わないレベルのデータ等の開示）・各種広報等
- 2) 各種データに定量的な分析を行い、それにより得られた情報の開示や活用
- 3) 各種データに定量的定性的な分析を行い、それにより得られた内在する傾向や法則性を把握した上での情報の開示や活用

2)では統計分析、3)ではデータマイニング、テキストマイニング等の分析手法があると述べ、一つの可能性として学生行動モデル研究を提起している。

学生行動モデルの把握は大学教育の方向性を決定する上では重要であるが、学生個人を指導し、大学教育に対する学生の納得を高める上では必ずしも十分とはいえない。当然のことではあるが、統計は全体の傾向を示すものであって、個人レベルでは必ずしも統計どおりには行動しない。その

ため、個別の指導と教育はあくまで個人に即したものにならざるを得ない。ここで、質的データの収集と質的分析の必要について検討したい。質的（定性）的 IR データの構築の必要性については、佐賀大学の IR の導入と活用について記した佛淵（2015）にも述べられているが<sup>6)</sup>、ここでの定性的（質的）とはデータの質のことであり、本項で述べる質的調査分析とは異なるものである。

まずは、「エビデンスに基づく教育」を問い直している教育学者の石井英真（2015）の議論を紹介しよう<sup>7)</sup>。石井が「エビデンスに基づく教育」を問い直す背景には、エビデンスを最初に重視し始めた医学分野における EBM（evidence-based medicine）の転換がある。医学分野において EBM は「教条主義的でマニュアル的な実践」を生み出しているという危惧があり、2000年の段階でその定義が「最良の研究のエビデンス（research evidence）を、臨床的な専門技能（clinical expertise）と患者の価値観（patient values）と統合すること」に変更され、「場の状況に応じた総合判断や患者の好み・意志を尊重することが強調されることとなった」（p. 34）という。

この医学分野での転換をふまえ、教育の分野においても「実践的判断の状況依存的な性格、および、そうした個別具体的な判断の的確さを支える経験に基づく実践知の役割の大きさを否定することはできないだろう」（p. 35）と述べる。とくに教育は医学と比べても「何がよい教育かという教育目的・目標自体が論争的」（p. 35）であり、不確実性の高い営みである。教育の過程は教える者と学ぶ者の相互の解釈によって成立する「象徴的な相互作用」（p. 33）であり、「学習を規定する諸要因の全てを把握し統制し、因果関係的なテクノロジーを確立するにはあまりにも複雑で、オープンで再帰的なシステムなのである」（p. 33）と述べる。そして、そのように不確実性が高く、複雑な営みである教育について膨大な情報を記録し、そうしたビッグ・データを教室の外部で解析することに疑義を唱える。「複雑な状況判断を教室の外で行うことは無理があるし、一見効率的であるが短絡的で望ましくない判断となる危険性がある」（p. 36）。

石井は「エビデンスに基づく教育」への批判の

中で実践研究の重要性が提起されていることを紹介する。そこでは「現場教師の『研究に基づく実践 (research-based teaching)』を軸に、いかにすればその過程がより教育的になりうるか (規範的原理) を示すことが教育研究の大きな役割であり、外部の研究者は、実践者との協働による『アクション・リサーチ (action research)』を遂行する必要がある」(p. 34)。石井は量的分析の重要性をまったく否定しているわけではない。「統計的手法による大規模調査が明らかにする、集団の全体的な傾向に関する知見は、そうしたマクロな構造の決定において確かな根拠を提供し得る」(p. 36) と述べ、「教育課程 (教育内容の選択と組織化) の枠組みの設定や、教育条件 (教具・メディアの整備や学級・学校組織の編成など) の決定に関わる政策レベル、あるいは、学期や年間の学校の取り組みの検証や、特定の教材の有効性を検証したりする、政策と授業の狭間のレベルについては実証的エビデンスは一定有効である」(p. 36) とする。他方、「実践レベル、特に教室での授業レベルでは、一瞬一瞬の状況判断や子どもへの応答が求められる」(p. 35) とし、「実証された技術知は、あくまで実践上のレパートリーを提供するのみである」(p. 35) と述べる。

課題は、これらの統合である。医学分野でも、量的効果研究を主とする EBM と、質的改善研究を主とする NBM (narrative-based medicine) との統合が課題になっていることを挙げ、教育の分野でも両者の統合が必要だとする。

最後に石井はクライアントからの納得可能性を強めるためには量的データだけでは不十分であることを強調する。石井によれば、エビデンスに基づく実践の要求は説明責任の要請と密接に関係しているが、「説明責任の根本にあるのは、クライアントにとっての『納得可能性』であり、米国のオルタナティブの模索にも見られるように、量的データと同時に、時にはそれ以上に、子どもたちの学習や教育活動の具体を描き出す事例やナラティブは、教師の解釈・判断も伴うことで、クライアントにとって透明で納得できるものになりうる。エビデンスとしての強弱は、納得可能性の強弱と必ずしも一致しない」(p. 39) と述べる。そして、

「教室の実践に即して生み出される事例に依拠した固有名のアカウンタビリティは、具体的な子どもや学校の事実即して、そこに参加するクライアントの、目の前の学校や教師に対する納得と信頼を構築するものである」(p. 39)。

以上の石井の議論は大学教育や大学 IR についてのものではないが、非常に示唆的である。現在、大学 IR ではビッグ・データの分析を行う経営分野の手法を教育改善にも活用することがしばしば求められるが、石井の議論をふまえるならば、このような統計的分析は大学の教育の大きな枠組みを決定する上ではたしかに有効であるものの、個々の教員の教育実践を改善する上では有効でないばかりか、目の前の学生に対し「短絡的で望ましくない判断」(p. 36) をしてしまう危険性がある。さらに、統計的な手法を用いて示した「匿名のアカウンタビリティ」(p. 39) は学生の大学教育に対する納得可能性を高めるものでもない。

そもそも教育は「何がよい教育かという教育目的・目標自体が論争的」(p. 35) であり、個々の教員にとって、また、個々の学生や保護者にとって「何がよい教育か」についての見解には相違がある。マクロな大学の構造の決定においては、大学としての教育目標の大枠を掲げ、その目標達成のために、実証的エビデンスに基づいた判断が必要である。しかしながら、個別の教育実践については、教員はそれぞれが自ら積み重ねてきた実践知にもとづき、学生との対話の中で、学生が納得し得る実践を行い、そして、その改善をしていく必要がある。石井の議論をふまえれば、もし教員が統計的手法によって明らかにされた因果関係モデルのみに頼って目の前の学生に対応するような状況を大学 IR が推し進めるとすれば、教員の学生個人と対話する能力を奪うことにつながっていき、結果的に大学教育は崩壊の道をたどることになりかねない。

留意する必要があるのは、石井の議論はおそらく小中高の教師を念頭に書かれたものであり、これを大学教員にはそのまま置き換えることはできないという点である。大学教員は小中高の教師のように教育の「専門職」として自らを位置づけている者ばかりではないし、学生の教育とは何か、

いかなる学生を育てるかという点について深く考察している者ばかりでもない。教育にさほど重きを置かず、学生と対峙することを避ける大学教員にとっては、大学 IR の統計的知見も有益であるかもしれない。

しかし、大学という場が研究機関と同時に教育機関であることをあらためて認識するならば、大学教員もまた「専門職」としての「教師」として、これまで以上に学生に向き合い、学生の教育ということについてより一層、考える必要がある。学生や保護者といったステイクホルダーに対する大学教育の説明責任は本来、個々の教員の教育実践を軸に果たす必要があるし、学生の納得もそれにより強まるであろう。

学生の納得を強めるために各教員はどうすればよいかを検討する上での示唆を与えるのも大学 IR の役割である。ここで IR はアクション・リサーチといった手法を用いて、各教員が「研究に基づく実践」を行う手助けすることが役目となる。どのような授業が適切で学生が納得するかを決定するのは最終的にはそれぞれの教員自身の役目である。

以上をまとめると、今後の教学 IR の方向性は以下ようになる。

- 1) 政策（執行部）レベルでは、これまでの IR 室によるデータ収集・調査・分析を継続し、マクロな傾向を把握することで大学教育の大きな枠組みを決定する上での判断材料とする。
- 2) 実践（個々の教員）レベルでは、統計分析で得た教育改善につながりそうな変数はあくまで実践上のレポートリーを提供するという限定的な位置づけで紹介するにとどめ、ステイクホルダー（学生、教員、保護者、地域住民、企業等）の間の対話を軸とし、大学教育に対する納得可能性を高めるために質的調査を進める。より包括的な学習と学力の質に関する教師の専門的判断を鍛えるために、「研究に基づく実践」を促す目的で、アクション・リサーチを進める。

## 6. 結語

本稿では、大学 IR 推進上の課題として、データ収集・分析における法的・倫理的問題と連携体制の必要性、データ利用の権限、教学関連調査の実査の時期と方法の再検討、大学教育改善のための質的分析の必要性について考察してきた。

まず、学生および教職員の個人情報を含むデータの収集・分析についての法的見解を確認した。個人を特定しない形であれば個人情報にはあたらず問題ではないこと、教職員の情報については、適切な授業を行うというような教員の業務に関して社会的に妥当であれば、教職員の明確な合意がなくても許容されるということであった。

ただし、法的に問題ははなるとも、倫理的には IR 活動を行う目的を明確にした上で、IR に用いるデータを定義し、ルールを作る必要がある。大学として育成し、測定すべき能力を定め、それが大学教育で本当に育っているかを確認することが大学教育の改善にとって必要である。これは、大学で育むべき能力を示したカリキュラム・ポリシーの策定と大きく関わるため、現在、ワーキンググループにて検討しているところである。

実際の IR 活動においては、学生からの理解が必要である。入学時に同意してもらったり、オリエンテーション等で説明したりして、各学生に IR の必要性を理解してもらう努力が必要である。また、各事務局・部局との連携体制の構築が要となるため、教職員に対しても理解を求めるとの説明を続けていく必要がある。また、IR 室で収集したデータを学生の教育指導や大学改善を目的として各教職員も利用できるようなルールづくりも必要である。

すでに実施している数々の学生調査等については、授業の時間に実施させてもらっていることから「調査公害」となっている面が否めない。これを防ぐため、上記カリキュラム・ポリシーの策定と併せて、必要な調査・テストを限定し、実査の時期と方法を検討する。

また、IR の調査方法として、現在、多くの大学で進められているビッグ・データの統計分析だけではなく、大学教育改善のために質的調査分析（アクション・リサーチ等）を実施していく。長崎大



学は平成26年度に「大学教育再生加速プログラム (Acceleration Program for University Education Rebuilding: AP)」に採択され、大学教育イノベーションセンターを中心に「アクティブ・ラーニング」と「学習成果の可視化」の推進を図っている。個別の「アクティブ・ラーニング」を進めるためにインストラクショナル・デザイナーが授業観察をし、担当教員とともに教育実践を作り上げる試みを始めたところであるが、これも一つの「アクション・リサーチ」の形である。

大学IRを一過性のものでなく、大学に根づいたものにするためには、本稿で述べてきたようなしっかりした学内の基盤づくりに加え、IRで得た知見を教育改善やFDにつなげていくために、大学教育イノベーションセンターの各部門間の連携も必須である。

#### 参考文献

- 1) 村田嘉弘：大学IRについて、長崎大学大学教育イノベーションセンター紀要、第5号：pp. 7-11、2014.
- 2) 長崎大学ウェブサイト：長崎大学インスティテューショナル・リサーチ (IR) 室の設置について、<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/info/news/news1757.html>、2016年1月11日アクセス.
- 3) 一般社団法人社会調査協会：「倫理規程」、<http://jasr.or.jp/jasr/documents/rinrikitei.pdf>、2016年1月14日アクセス.
- 4) 東京大学：大学におけるIR (インスティテューショナル・リサーチ) の現状と在り方に関する調査研究報告書 (平成24-25年度文部科学省大学改革推進委託事業)、2014.
- 5) 長崎大学ウェブサイト：学生生活調査、<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/guide/Student%20life/index.html>、2016年1月11日アクセス.
- 6) 佛淵孝夫：大学版IRの導入と活用の実際、実業之日本社、2015.
- 7) 石井英真：教育実践の論理から「エビデンスに基づく教育」を問い直す；教育の標準化・市場化の中で、教育学研究、第82巻第2号、pp. 30-42、2015.